

|   |                    |         |  |
|---|--------------------|---------|--|
|  | <h2>74. 小型船舶章</h2> | ★ 考査員認定 |  |
|---|--------------------|---------|--|

| 考査細目  | 考査方法          | 考査のポイント |
|---|---------------|---------|
| (1) 水泳章を有すること。                                | 水泳章の提示        | —       |
| (2) 2級小型船舶操縦士(総トン数5トン未満限定)免許を取得すること。          | 免許証の提示        | —       |
| (3) 海上衝突予防法について述べ、2つ以上の事例について各船のとるべき処置を述べること。 | 口述または記述       | —       |
| (4) 海難防止の処置について設問に答えること。                      | 口述または記述       | —       |
| (5) 他船を曳航して最寄りの港に入港すること。                      | 実演または実施報告書の提出 | —       |
| (6) 船長として10海里以上の航海を行い、その記録を提出すること。            | 記録の提出         | —       |

※ 水辺・水中・水上の活動については、安全器具(ライフジャケット等)が正しく取り扱えること。